

特定生産緑地指定意向調査の記載要領

1 調査票への回答（記入）時のお願い

- ・ 指定意向調査は、現在生産緑地に決定されている農地を所有している方がご回答いただくようお願いいたします。
- ・ 生産緑地に決定されている農地を所有している全ての方に、特定生産緑地への指定意向の有無を確認させていただく必要がございますので、この調査は、全ての方に必ずご回答いただくようお願いいたします。
- ・ 特定生産緑地への指定意向がない場合でも、「意向なし」と回答のうえ、意向調査票は必ずご返送願います。
- ・ 指定意向調査にご回答いただいた日にちを記入してください。
- ・ 「名前」、「住所」、「自宅の電話番号」および「日中の連絡先」（携帯電話番号など）をご記入してください。

- ・ 調査事項は、「問1～問3」の3点になります。

問1) 「特定生産緑地」指定への意向はありますか。

問2) あなたは、該当筆の登記名義人ですか。

問3) あなた以外の農地等利害関係人はいますか。

※農地等利害関係人とは

所有権を有する者、抵当権を有する者、対抗要件を備えた地上権・賃借権を有する者、都市農地の貸借の円滑化に関する法律、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律等に基づく賃借人など

- ・ 「問1～問3」について、所在地（該当筆）ごとに、選択肢一つに、必ず「○」を付けてください。（記入漏れがないように注意してください。）

裏面へ続く

- ・特に「問1」の「『特定生産緑地』指定への意向はありますか。」の設問について、「②意向なし」と回答された場合は、特定生産緑地の指定手続きを行いませんので、特定生産緑地指定同意書をお渡しする対象外となります。(今後、お手元に、指定に必要な書類が届きません)

2 回答期限

調査票は、同封の返信用封筒に入れて、令和4年1月31日（月）までにご投函ください。

3 個人情報の取扱い

意向調査の回答は、日進市個人情報保護条例に基づき適切に管理し、本調査の目的以外には使用いたしません。

4 その他

- ・所有者に指定の意向があっても、生産緑地の耕作、管理の状況などにより、特定生産緑地に指定されない場合があります。
- ・特定生産緑地の指定には、指定する土地に関する権利を有する者（農地等利害関係人）の同意が必要になります。

5 問合せ先

日進市都市整備部都市計画課 都市計画係 電話：0561-73-4139（直通）